

いわて子どもの森条例（平成15年岩手県条例第25号）第6条第2項の規定により、いわて子どもの森の利用料金を次のとおり承認した。

平成31年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 表1に掲げる額（附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）

表1 施設の利用料金

区分		単位	利用料金			
宿泊室	基本利用料金	1日までごとに1室につき	円 6,240			
	加算利用料金	小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒	520			
		一般	1,040			
会議室		9時から12時まで	1,240			
		13時から17時まで	1,670			
		9時から17時まで	2,940			
研修室		9時から12時まで	5,110			
		13時から17時まで	6,860			
		9時から17時まで	11,970			
調理体験室		9時から12時まで	2,200			
		13時から17時まで	2,940			
		9時から17時まで	5,150			
多目的ホール	入場料等を徴収しない場合		9時から12時まで 13時から17時まで 9時から17時まで	11,350 15,220 26,580		
	興行として行うものでない場合	9時から12時まで 13時から17時まで 9時から17時まで	17,100 22,840 39,940			
		9時から12時まで 13時から17時まで 9時から17時まで	34,200 45,660 79,890			
		入場料等を徴収する場合		宿泊 一時使用	1日までごとに1区画につき 1区画につき	1,040 520
				世界のテント	1日までごとに1区画につき 1区画につき	3,150 1,570
シャワー			1人1回につき	100		

備考1 宿泊室の利用料金は、基本利用料金及び加算利用料金を合算した額とする。

- 2 「1日まで」とは、宿泊を含む1両日とする。
- 3 幼児に係る宿泊室の加算利用料金は、無料とする。
- 4 会議室、研修室、調理体験室及び多目的ホールについて、やむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その超える時間1時間につき、13時から17時までの利用料金の額の時間割計算による額の

150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

5 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

6 「一時使用」とは、9時から16時までの間の使用をいう。

表2 附属の設備の利用料金

区分		単位	利用料金
テント	宿泊	1日までごとに1張につき	円 1,030
	一時使用	1張につき	510
炊事用具	宿泊	1日までごとに1式につき	510
	一時使用	1式につき	250
寝袋	小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒	1日までごとに1個につき	100
	一般	1日までごとに1個につき	200
自転車	小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒	1台につき	100
	一般	1台につき	200
歩くスキー	小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒	1式につき	100
	一般	1式につき	200

備考1 「1日まで」とは、宿泊を含む1両日とする。

2 「一時使用」とは、9時から16時までの間の使用をいう。

2 利用料金の適用年月日

平成31年4月1日